(単位:百万円)

				全国	富山支部
収入	保険料収入			8,797,446	95,506
	一般分			8,795,250	95,482
	その他の収入			16,509	188
	債権回収以外			5,112	57
	債権回収			11,397	131
	計			8,813,955	95,693
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)			4,511,222	48,084
		医療給付費(A)-(B)		4,511,222	45,763
		医療給付費(A)	4,513,199	45,763
		震災特例分(B)	平成27年度の協会手当分(B1)	132	
			波及增分(B2)	1,845	
		年齢調整額			▲ 734
	所得調整額				1,694
	激変緩和				1,361
	現金給付費等(国庫補助等を除く)			388,754	4,306
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)			3,287,482	36,410
	業務経費(国庫補助を除く)			114,239	1,265
	一般管理費(国庫補助を除く)			35,440	393
	その他支出				311
	平成2	7年度の収支差の精	0	▲ 68	
	特別詞	+上分(業務経費の別	72	0	
	計			8,365,333	90,702
収支差	計			448,622	4,992
		全国平均分			4,969
	地域差分		0	23	

- (注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
 - 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 - 3. 医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成29年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 - 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う平成27年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(波及増分)を表す。
 - 5.「平成27年度の収支差の精算」は、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 - 6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。(熊本地震に伴う波及増分(B2)は対応を検討中。)

※全国計及び支部の収支決算について、端数処理の関係で百万円単位での合計額、差額が合わない場合がある。

【富山支部収支差の影響】

富山支部の収支差(地域差分)23百万円のプラスとなっており平成31年度保険料率の算定において収入に加算される。 収支差23百万円÷総報酬額(29年度実績)974,301百万円=保険料換算率0.00%(参考値)となり、

平成31年度保険料率算定時に反映される。

ただし、総報酬額は平成31年度保険料率の算定時の見込額を使用することになるので保険料換算率は異なる。